

## 12 青年就農給付金事業の予算確保について

我が国の農業は、担い手の減少と高齢化が続いており、食料の安定供給や農業の持続的発展、農村の維持には、将来の農業・農村を担う新規就農者の確保・育成を図ることが喫緊の課題となっている。

国では、平成23年10月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・活動計画」を決定し、持続可能な力強い農業の実現のための大きな柱として新規就農の増大をかかげ、「青年就農給付金事業」を創設したところである。

この事業は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着にとって画期的な制度であり、県をはじめ関係機関の期待は大きいものである。

特に、新たに就農を目指す青年の関心は非常に高まっており、この事業の活用について、多くの希望が寄せられている状況にある。

しかし、国から示された各都県への青年就農給付金事業補助金額は要望を大きく下回るものであり、青年就農希望者の意欲の喪失や、農業担い手確保への取組気運の停滞が懸念される状況となっている。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新たに農業を目指す青年の就農意欲の減退を招くことのないよう、平成24年度の青年就農給付金事業補助金について、給付要件を満たす全ての者が支援を受けられる追加予算を確保すること。
- 2 この事業は、研修から定着まで最大7年間の給付を受けることができることされており、青年の就農意欲や就農後の定着には、継続的で安定した支援が必要であることから、平成25年度以降も長期的・安定的な制度とし、予算を十分に確保すること。